**令和７年度**

**杉戸町会計年度任用職員**

**募集要項**

**【保育士】**

任用期間　令和７年４月１日～令和８年３月３１日



　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　杉戸町マスコットキャラクター

**すぎぴょん**

**杉戸町子育て支援課**

**１　募集職種**

　勤務内容　保育園業務全般

　　勤務場所　杉戸町立保育園 ３園のうちいずれか

　　　　　　　・泉保育園　　　杉戸町宮前75-1　　 TEL 0480-38-0621

　　　　　　　・高野台保育園　杉戸町高野台南2-8　TEL 0480-31-2501

　　　　　　　・すぎと保育園　杉戸町清地1768-3　 TEL 0480-53-8479

**（１）パートタイム会計年度任用職員**

**勤務パターン１**

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務日 | 月曜日から土曜日のうち**週４日勤務**７時から１１時の**４時間勤務**※シフトにより土曜日の勤務あり７時から１４時４５分のうち４時間 |
| 募集人数 | 若干名 |

**勤務パターン２**

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務日 | 月曜日から土曜日のうち**週４日勤務**１５時から１９時の**４時間勤務*** シフトにより土曜日の勤務あり

７時から１５時４５分のうち４時間 |
| 募集人数 | 若干名 |

**２　資格要件**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資格・免許 | 国籍 | 年齢等 |
| 保育士資格を有する人（または令和７年３月３１日までに取得見込の人） | 不問 | 不問（意欲のある方） |

**次の、地方公務員法第１６条に規定する「欠格条項」のいずれかに該当する人は受験できません。**

・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる

までの者

・杉戸町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法（昭和２５年法律第２６

１号）第５章に規定する罪を犯し刑に処された者

・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊

することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**３　選考日程**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日時 | 場所 | 合否通知時期 |
| 個別に日程を調整します。 | 杉戸町役場もしくは町立保育園 | 個人面接後、随時 |
|
|

**４　選考方法**

（１）エントリーシートによる書類選考

（２）個人面接（１人につき１０分程度）

（３）再度の任用の場合は、人事評価の中間結果

**５　応募方法**

所定の応募書類を御準備のうえ、期限内に下記担当へ御提出ください。

**（１）応募用紙**

① 履歴書　※市販品でも可（日本工業規格・Ａ４サイズに限る）

②エントリーシート

③保育士証の写し

**（２）応募期限**

　随時

**（３）提出先**

杉戸町子育て支援課　幼稚園・保育園担当（杉戸町役場 第二庁舎１階）

|  |
| --- |
| 【郵送の場合】〒３４５－８５０２　杉戸町清地２－９－２９杉戸町役場 子育て支援課　幼稚園・保育園担当　宛* 封筒の表面に**「履歴書 在中」と朱書き**してください。
 |

**６　合格から任用まで**

合格された方は、令和７年４月１日から任用開始となります。任用期間は１年間です。状況によりその後も再度任用される場合がありますが、任用の継続性を保障するものではありません。なお、任用後は、任用の都度に１か月間の条件付採用期間が設けられます。

また、次に該当する場合は、合格を取り消す場合があります。

・提出した書類に虚偽があった場合

・資格取得見込者が資格を取得できなかった場合

・任用されるまでの期間に、公務員としてふさわしくない非行行為があった場合

・雇入れ時の健康診断において、医師が「就労不可」と診断した場合

**７　任用されてから**

**（１）服務賞罰・人事評価**

① 服務規律

一般職の地方公務員に分類される会計年度任用職員は、地方公務員法に基づ

いて以下の服務規律が適用されます。

|  |
| --- |
| ・服務の宣誓　　・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務・信用失墜行為の禁止　・秘密を守る義務　・職務に専念する義務・政治的行為の制限　　・争議行為等の禁止・営利企業への従事等の制限（※）※ パートタイム会計年度任用職員は対象外 |

② 分限処分・懲戒処分

勤務成績が良くない場合や公務員としての適格性を欠く場合、心身の故障等

により勤務ができない場合は、分限処分を行う場合があります。また、法令

違反等の非行行為があった場合は、懲戒処分等の対象となります。

③ 人事評価

すべての会計年度任用職員は、勤務時間の長短に関わらず人事評価を行いま

す。客観的な能力実証である人事評価の結果は、再度の任用の際、選考にお

ける判断要素の一つとして活用されます。

**（２）給与・報酬**

|  |  |
| --- | --- |
| 杉戸町職員「行政職給料表」における級・号給 | 給料月額（地域手当５％分を含む） |
| １級９号給～１級３３号給 | 204,225円～241,500円 |

※給料月額は、フルタイム会計年度任用職員（１日あたり７時間４５分、週５日勤務）の

場合の金額です。パートタイム会計年度任用職員の場合は、以下の計算式により勤務時

間数に応じて算出した金額が報酬日額となります。

報酬日額 ＝ 給料月額 ÷ ２１日 × １日の勤務時間 ÷ ７．７５

**（３）手当等**

・通勤距離が２キロメートルを超える場合は、通勤手当または費用弁償が支給

されます。

・１週間の所定労働時間が１５時間３０分以上で、任用期間が６か月以上の場

合は、期末手当及び勤勉手当（ボーナス）として年４．５月（初年度は年２．

９９月）が支給されます。

・６か月以上勤務したフルタイム会計年度任用職員は、退職手当の支給対象と

なります。

・再度の任用の際、経験年数の加算により昇給に相当する給与決定がなされま

す。（上限あり）

**（４）支給日**

給与・報酬等の支給日は、フルタイム会計年度任用職員については当月２１日、

パートタイム会計年度任用職員については翌月２１日です。また、期末手当（ボ

ーナス）の支給日は、６月２１日及び１２月２１日の年２回で、毎月の給与・報

酬等と同日に支給されます。なお、支給日が週休日や祝日にあたる場合は、直前

の金融機関営業日が支給日となります。

**（５）休日・勤務時間**

休日は、週休日及び祝日、並びに年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）

です。勤務時間については、シフトにより異なります。

**（６）休暇・休業**

① 年次有給休暇

杉戸町会計年度任用職員の勤務時間・休暇等に関する規則（令和元年杉戸町

規則第８号）第４条の規定に基づき、勤務条件に応じて年次有給休暇を付与

します。なお、前年度の残日数は、翌年度に引き継がれます。

② その他の休暇

その他の休暇については、国の非常勤職員の基準と同様に運用を行います。

有給扱いとなる特別休暇の一例としては、忌引休暇、結婚休暇、夏季休暇な

どがあります。

③ 育児休業

実態として１年以上の継続任用の状況にある場合は、育児休業を取得するこ

とができます。

**（７）社会保障**

① 社会保険の加入要件

次のすべての要件を満たす場合は、社会保険に加入する必要があります。

|  |
| --- |
| * 週の所定労働時間が２０時間以上であること
* 給与（報酬）の月額が８万８千円以上であること（通勤手当、時間外勤務手当、期末手当を除く）
* ２か月を超える任用期間が見込まれていること（再度の任用の可能性を含む）
* 学生でないこと
 |

※ 社会保険に加入となった場合、配偶者等の被扶養者ではなくなりますのでご注意

ください。

② 埼玉県市町村職員共済組合の加入要件

フルタイム会計年度任用職員は、次の要件を満たした場合は、長期部分（年金

に関する部分）についても埼玉県市町村職員共済組合に加入することになりま

す。

|  |
| --- |
| * ７時間４５分以上勤務した日が１８日以上ある月が引き続いて１２か月を超えるに至った
* その後も同じ勤務時間で勤務を続ける
 |

③ 雇用保険の加入要件

週の所定労働時間が２０時間以上の場合は、雇用保険に加入します。

※フルタイム会計年度任用職員が退職手当の支給対象となった場合、雇用保険が非適用となります。

**（８）研修・福利厚生**

① 研修

勤務の実態に応じて常勤職員と同様に研修を受講し、能力の向上に努めていた

だきます。

② 福利厚生（定期健康診断）

社会保険の加入者や、埼玉県市町村職員共済組合の加入者は、常時勤務する職員

とみなして、定期健康診断等の受診対象となります。

|  |
| --- |
| 担当課・問合せ先**杉戸町**　**子育て支援課　幼稚園・保育園担当**（杉戸町役場 第二庁舎１階）〒３４５－８５０２埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目９番２９号電話 ０４８０－３３－１１１１（代表）　内線２７０ |